

議第4号議案

羽生市議会委員会条例の一部を改正する条例

羽生市議会委員会条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（招集） 第15条（略） <u>（委員会の開会方法の特例）</u> 第15条の2 <u>委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2. <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あ</u></p>	<p>（招集） 第15条（略）</p>

らかじめ委員長の許可を得なければ
ならない。

3 第1項の規定により開会された委
員会に、オンラインによる方法で出
席する委員は、この条例の規定の適
用については、当該委員会に出席し
ているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会
の開会方法その他必要な事項は、議
長が別に定める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められ
た者がオンラインによる方法で説明
するときは、議長を経て、委員会に
その旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法
(昭和22年法律第67号。以下
「法」という。)、羽生市議会会議
規則(昭和42年議会規則第1号。
以下「会議規則」という。)又はこ
の条例に違反し、その他委員会の秩
序を乱す委員があるときは、委員長
は、これを制止し、又は発言を取り
消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従
わないときは、委員長は、当日の委
員会が終わるまで発言を禁止し、又
は退場させることができる。

3 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の
規定による申出は、委員長が定める
ところにより、委員長が定める電子
情報処理組織(委員会又は委員長の
使用に係る電子計算機(入出力装置
を含む。以下この項において同
じ。))とその通知の相手方の使用に
係る電子計算機とを電気通信回線で
接続した電子情報処理組織をいう。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法
(昭和22年法律第67号。以下
「法」という。)、会議規則又はこ
の条例に違反し、その他委員会の秩
序を乱す委員があるときは、委員長
は、これを制止し、又は発言を取り
消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従
わないときは、委員長は、当日の委
員会が終るまで発言を禁止し、又は
退場させることができる。

3 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 (略)

(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 (略)

3 (略)

(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によりことができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月24日提出

埼玉県羽生市議会議員

〃

〃

〃

〃

川 田 真 也

野 中 一 城

増 田 敏 雄

柳 沢 暁

丑久保 恒 行